

令和2年3月30日

指定工場 各位

(一社) 秋田県自動車整備振興会

保安基準適合証等の記載に係る「保険会社名略称表」
の一部改正のお知らせについて

令和2年4月1日、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」が「損害保険ジャパン株式会社」に商号変更することから、「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」（昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号）の一部を改正する旨の通達がありましたのでお知らせ致します。

なお、保険会社名略称表の改正内容は下記のとおりです。

記

令和2年4月1日付

新		旧	
保険会社名	略称	保険会社名	略称
損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	SJNK
旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	SJNK	旧 株式会社損害保険ジャパン	損保ジャパン
		旧 日本興亜損害保険株式会社	日本興亜

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて
 (昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局整備課長 保障制度参事官室長</p> <p>自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱い について</p> <p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年12月26日運輸省令第59号）が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなったので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図られたい。</p> <p>附則（平成29年3月13日 国官参自保第806号、国自整第355号）</p> <p>1. 改正後の通達は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2. 別記1の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（平成30年7月2日 国自整第82号、国官参自保第195号）</p> <p>改正後の通達は、平成30年7月2日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">自保第342号 自整第295号 自車第1393号 昭和44年12月26日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局整備課長 保障制度参事官室長</p> <p>自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱い について</p> <p>標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和44年12月26日運輸省令第59号）が公布され、昭和45年1月1日から施行されることとなったので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図られたい。</p> <p>附則（平成29年3月13日 国官参自保第806号、国自整第355号）</p> <p>1. 改正後の通達は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2. 別記1の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（平成30年7月2日 国自整第82号、国官参自保第195号）</p> <p>改正後の通達は、平成30年7月2日から施行する。</p>

附則（令和元年6月26日 国自整第36号、国官参自保第116号）

改正後の通達は、令和元年7月1日から施行する。

附則（令和2年3月27日 国自整第350号、国官参自保第800号）

改正後の通達は、令和2年4月1日から施行する。

別紙

- 1 自動車損害賠償保障法施行規則（以下「規則」という。）第1条の2第1号について
「複写器」とは、写真機又はオートファックス等原形どおりに複写することができる器具をいう。
- 2 規則第1条の2第2号について
 - (1) 「複写紙」とは、カーボン紙又は感圧紙（当該用紙を間接的に筆圧程度で加圧すると発色する用紙）等をいう。
 - (2) 「保険証明書の作成のための筆記と同一の筆記」とは、いわゆるワンライティング方式によって作成することをいう。
なお、自動車損害賠償責任保険証明書作成のための筆記と同一の筆記により作成された自動車損害賠償責任保険料領収書の書面は、当分の間、規則第1条の2第2号の方法によって作成したものとして扱って差し支えない。
- 3 規則第1条の2第3号について
 - (1) 「保険証明書を交付した者」とは、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等及び次の協同組合等をいう。
 - ・ 農業協同組合法に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - ・ 消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
 - ・ 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合及び協同組合連合会

附則（令和元年6月26日 国自整第36号、国官参自保第116号）

改正後の通達は、令和元年7月1日から施行する。

新設

別紙

- 1 自動車損害賠償保障法施行規則（以下「規則」という。）第1条の2第1号について
「複写器」とは、写真機又はオートファックス等原形どおりに複写することができる器具をいう。
- 2 規則第1条の2第2号について
 - (1) 「複写紙」とは、カーボン紙又は感圧紙（当該用紙を間接的に筆圧程度で加圧すると発色する用紙）等をいう。
 - (2) 「保険証明書の作成のための筆記と同一の筆記」とは、いわゆるワンライティング方式によって作成することをいう。
なお、自動車損害賠償責任保険証明書作成のための筆記と同一の筆記により作成された自動車損害賠償責任保険料領収書の書面は、当分の間、規則第1条の2第2号の方法によって作成したものとして扱って差し支えない。
- 3 規則第1条の2第3号について
 - (1) 「保険証明書を交付した者」とは、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等及び次の協同組合等をいう。
 - ・ 農業協同組合法に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会
 - ・ 消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
 - ・ 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合及び協同組合連合会

(2) 「法第9条第6項の規定による提示を受けた者」とは、道路運送車両法第94条の3第1項の指定自動車整備事業者及び総合特別区域法第22条の2第11項の指定点検整備事業者をいう。

(3) 法第9条第6項の規定による提示を受けた者が転写し、記名押印した自動車損害賠償責任保険証明書の写しとしては、当分の間、次の方法によって作成したものをを用いて差し支えない。

道路運送車両法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証又は総合特別区域法第22条の2第11項の規定による点検整備済証の余白に別記1の様式による欄を設け、法第9条第6項の規定による提示を受けた者が、当該欄に当該証明書に係る次の事項を転写又は、道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項の規定により、次の事項を登録情報処理機関に提供したもの（法第9条第2項の規定により、自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関へ提供することができない場合に限る。）

イ 自動車損害賠償責任保険証明書番号（自動車損害賠償責任共済の場合にあっては責任共済証明書番号）

ロ 保険会社名（責任共済の場合にあっては協同組合等名）

なお、保険会社名については、別記2の保険会社名略称表による、略称を記載して差し支えない。

4 規則第5条の2第6号の2について

保険契約者（又は共済契約者）が、責任保険（又は責任共済）の契約を解除することができる要件に回送運行許可番号標を運輸支局長に返納した場合を加えたものである。

別記1

証明書番号	保険会社

(2) 「法第9条第6項の規定による提示を受けた者」とは、道路運送車両法第94条の3第1項の指定自動車整備事業者及び総合特別区域法第22条の2第11項の指定点検整備事業者をいう。

(3) 法第9条第6項の規定による提示を受けた者が転写し、記名押印した自動車損害賠償責任保険証明書の写しとしては、当分の間、次の方法によって作成したものをを用いて差し支えない。

道路運送車両法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証又は総合特別区域法第22条の2第11項の規定による点検整備済証の余白に別記1の様式による欄を設け、法第9条第6項の規定による提示を受けた者が、当該欄に当該証明書に係る次の事項を転写又は、道路運送車両法第94条の5第2項及び第3項の規定により、次の事項を登録情報処理機関に提供したもの（法第9条第2項の規定により、自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関へ提供することができない場合に限る。）

イ 自動車損害賠償責任保険証明書番号（自動車損害賠償責任共済の場合にあっては責任共済証明書番号）

ロ 保険会社名（責任共済の場合にあっては協同組合等名）

なお、保険会社名については、別記2の保険会社名略称表による、略称を記載して差し支えない。

4 規則第5条の2第6号の2について

保険契約者（又は共済契約者）が、責任保険（又は責任共済）の契約を解除することができる要件に回送運行許可番号標を運輸支局長に返納した場合を加えたものである。

別記1

証明書番号	保険会社

別記 2

保険会社名略称表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	AD損保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共連
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上: ○○ (都道府県名) 本部	J A ○○ (都道府県名)
アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ	ゼネラリ	(○○ (都道府県名) 共済農業協同組合連合会)	
アドリック損害保険株式会社	アドリック	○○○農業協同組合	J A ○○○
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
A I G 損害保険株式会社	A I G	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
旧 A I U 損害保険株式会社	A I U	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	東北交通共済協同組合	東北交通共済
S B I 損害保険株式会社	S B I	新潟地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
イ・ニュー・インディア・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	インディア	関東交通共済協同組合	関交協
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	ジェイアイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン	近畿交通共済協同組合	近畿共済
旧 そんぼ 2 4 損害保険株式会社	そんぼ 2 4	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
ソニー損害保険株式会社	ソニー	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
損害保険契約者保護機構	保護機構	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
<u>損害保険ジャパン株式会社</u>	<u>損保ジャパン</u>	四国交通共済協同組合	四交協
<u>旧 損害保険ジャパン日本興亜株式会社</u>	<u>S J N K</u>	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
大同火災海上保険株式会社	大同	南九州交通共済協同組合	南九共済
Chubb 損害保険株式会社	Chubb	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
旧 エース損害保険株式会社	エース	北海道自動車共済協同組合	北自共
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	チューリヒ	東北自動車共済協同組合	東北自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	関東自動車共済協同組合	関自共
日新火災海上保険株式会社	日新	中部自動車共済協同組合	中部自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト	西日本自動車共済協同組合	西自共
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日		

別記 2

保険会社名略称表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	AD損保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共連
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上: ○○ (都道府県名) 本部	J A ○○ (都道府県名)
アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ	ゼネラリ	(○○ (都道府県名) 共済農業協同組合連合会)	
アドリック損害保険株式会社	アドリック	○○○農業協同組合	J A ○○○
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
A I G 損害保険株式会社	A I G	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
旧 A I U 損害保険株式会社	A I U	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	東北交通共済協同組合	東北交通共済
S B I 損害保険株式会社	S B I	新潟地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
イ・ニュー・インディア・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	インディア	関東交通共済協同組合	関交協
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	ジェイアイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン	近畿交通共済協同組合	近畿共済
旧 そんぼ 2 4 損害保険株式会社	そんぼ 2 4	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
ソニー損害保険株式会社	ソニー	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
損害保険契約者保護機構	保護機構	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
<u>損害保険ジャパン日本興亜株式会社</u>	<u>S J N K</u>	四国交通共済協同組合	四交協
<u>旧 株式会社損害保険ジャパン</u>	<u>損保ジャパン</u>	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
<u>旧 日本興亜損害保険株式会社</u>	<u>日本興亜</u>	南九州交通共済協同組合	南九共済
大同火災海上保険株式会社	大同	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
Chubb 損害保険株式会社	Chubb	北海道自動車共済協同組合	北自共
旧 エース損害保険株式会社	エース	東北自動車共済協同組合	東北自共
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	チューリヒ	関東自動車共済協同組合	関自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	中部自動車共済協同組合	中部自共
日新火災海上保険株式会社	日新	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	西日本自動車共済協同組合	西自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト		
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日		